



年に1度は健康チェック 医療機関で特定健診を行います

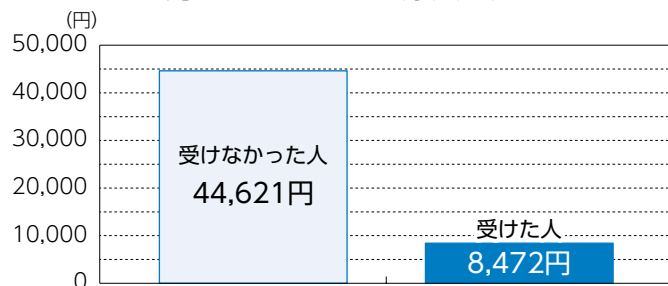
健康・保険課 ☎(232)4912

体の異常は見た目だけでは判断できません。「必要ない」「面倒くさい」と敬遠せず、まずは特定健診を受診しましょう。



- 期間 6月1日(金)～8月31日(金)
- 場所 町内の指定医療機関
- 対象者
 - ・40歳以上・年度内に40歳になる人を含む(の国民健康保険加入者)
 - ・後期高齢者医療加入者
 - ・生活保護受給者(40歳以上)
- 内容 問診、身体測定(身長・体重・腹囲)、血圧、診察、血液検査(脂質・肝

特定健診を受けた人と、受けていない人では、1カ月でこんなにも医療費に差が！



※平成28年度菊陽町国民健康保険加入者1カ月当たりの生活習慣病医療費を基に計算

機能・血糖・腎機能)、尿検査など
■申込方法 3月中に申し込みをした人には、5月下旬に案内通知をお送りしています。まだ申し込んでいない人で、健診を希望する人はお問い合わせください。



国民年金保険料に納め忘れがある人へ 国民年金の後納制度



熊本市西年金事務所 ☎(355)3261
町民課 年金係 ☎(232)4914

利用できる人

- ・20歳以上60歳未満の人で、5年以内の保険料に未納期間(免除・納付猶予を除く)や国民年金未加入期間がある人
- ・60歳以上65歳未満の人で、任意加入中の保険料に未納期間がある人
- ・65歳以上の人で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人

※ただし、老齢基礎年金受給中の人は後納制度を利用できません。

注意事項

- ①保険料は、未納期間のうち原則として古い期間分から納付することになります。
- ②平成27年度以前の保険料には、当時の保険料に一定の額が加算されます。
- ③後納制度を利用するためには、年金事務所です事前申込が必要です。その後、審査結果が送付されます。※後納制度が承認された場合、最終納付期限は9月30日(日)となります。お早めに年金事務所へご相談ください。

保険料後納のメリット

年金の受給資格が得られる可能性があります。また、将来受け取る年金額を増やすことができます。

妊婦さん必見！

プレママ教室に参加しませんか

妊娠中の体や赤ちゃんの歯の健康、妊婦健診、栄養について学んでみませんか。



対象者

出産予定日が平成30年9・10・11月の人

日時

- ①6月8日(金) 午後1時30分～3時30分
- ②7月13日(金) 午前10時～正午

※両日とも参加してください。

■場所 光の森町民センター

■持参品 母子健康手帳、筆記用具

■申込方法 電話で申し込む

■申し込み・問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券をご利用ください

子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を5月下旬に対象者へお送りしています。事前に申し込みが必要ですので、詳しくは同封の文書をご覧ください。

ぜひこの機会に、無料で検診を受けましょう。

対象者

平成30年4月20日現在で菊陽町に住民票があり、次の生年月日に当てはまる人

子宮頸がん検診	平成9年4月2日 ～平成10年4月1日
乳がん検診	昭和52年4月2日 ～昭和53年4月1日

料金

無料
(町負担額：子宮頸がん検診5,702円、乳がん検診7,128円)

問い合わせ

健康・保険課 保健予防係

☎(232)4912

特別児童扶養手当、特別障害者手当などの額の改定

平成30年4月分の手当から各種手当の額が改定されました。

名称	支給対象	平成30年4月分からの支給額(月額)	
特別児童扶養手当	自宅で障がいのある子どもを育てている親など	1級	51,700円 250円増
		2級	34,430円 160円増
障害児福祉手当	在宅で重い障がいのある子ども	14,650円	70円増
特別障害者手当	在宅で重い障がいのある大人	26,940円	130円増
経過的福祉手当	昭和61年3月31日時点で20歳以上で、現に従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人	14,650円	70円増

問い合わせ

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

6月は児童手当・特例給付の現況届の提出月です

児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

提出が必要な場合、現況届を6月上旬に送付しますので、6月29日(金)までに子育て支援課または西部支所へ提出してください(土・日を除く)。

必要な添付書類

①受給者の健康保険証の写し(児童の保険証ではありません)

※平成29年11月13日からマイナンバー制度による情報連携が始まり所得証明書の提出が不要となりました。

②その他必要に応じて提出する書類(個別にお知らせします)

児童と別居している場合：監護・生計同一申立書、児童と同じ世帯全員分の住民票謄本(筆頭者・本籍・続柄記載のもの)

※ただし、別居している児童の住所が菊陽町の場合、住民票謄本は不要です。

注意事項

現況届を提出しないと、平成30年6月分以降の児童手当を受給できません。

問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202